

1. 「はんなんの教育」の基本理念

誰一人取り残さず 誰もが輝くことができる
協働・共創社会のひと・まちづくり

2. 「はんなんの教育」の基本方針

- ①すべての個性を輝かせ一人ひとりの「自己実現をはかる教育」を推進します
- ②人がつながり支え合い「ともに学び・ともに育つ共生の教育」を推進します
- ③まなぶ・はぐくむ・つなぐ「生涯学習のひと・まちづくり」を推進します
- ④はんなんの うみ・さと・やま をフィールドに「未来に向かって生きる力」を育みます

3. 重点項目

重点1. 未来に向かって「確かな学力」と「生きる力」を育成する

「確かな学力」と「生きる力」の育成とは、

- ①生きて働く「知識・技能」の習得
- ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」の育成
- ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性」の涵養 のこと

【取組の重点】

- *SDGs（※1）に関する学習や活動を通じ、新しい時代を切り開き、持続可能な社会の創り手となるために必要な資質・能力を育成すること
- *幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領の趣旨の実現に向けた授業改善を推進すること
- *自ら身近な課題の解決に取り組む、海洋教育を通した海洋リテラシー（※2）の育成をはじめとする環境教育を推進すること

【取組項目】

- 「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざし、学習の基盤となる基礎的・基本的な知識・理解を深めるとともに、文章や表、グラフ等を読み取り、論理的に自分の考えを導くなどの言語活動の充実を図る。
- 学習意欲の向上を図るとともに、生きて働く知識・技能を習得させ、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力を育成する。
- 海洋教育などの体験活動を通して「課題解決学習」や「探求型協働学習」を進める中、主体的に課題を発見し解決しようとする態度を身に付け、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性」を涵養する。

- 教科横断的な視点で教育課程を編成するにあたり、小学校においては、海洋教育を意識したカリキュラムマネジメントを行う。
- 地域や関係団体と連携を図り、「海洋教育副読本」などを活用した環境教育に取り組むことで、自分たちが暮らす社会と地域に興味を持ち、豊かな自然環境を進んで保全しようとする態度を育成する。
- すべての教科等で、学習の基盤となる基礎的・基本的な知識・理解を深めるとともに、文章や表、グラフ等を読み取り、論理的に自分の考えを導くなどの言語活動を充実させ、言語能力の育成を図る。
- 子どもたちの学力向上、教員の教科指導力向上のため、研究授業を実施し、授業改善に努める。
- 児童・生徒にどのような力が身についたかを的確にとらえるとともに、指導の改善につなげるため、指導と評価の一体化を充実させる。
- 家庭における学習習慣の定着を図り、自ら進んで学ぶ態度を育成する。
- 学校図書館を有効活用するとともに、市立図書館と連携して、読書活動・学習活動の充実を図る。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(※3)に留意し、学びの連続性を踏まえた教育課程を編成する。

重点2. 阪南GIGAスクールビジョン(※4)の実現に向けた取組を推進する

【取組の重点】

- * ICT機器(※5)や授業支援ソフトを活用した授業改善の一層の推進を図ること
- * 学習支援アプリ(※6)を活用し、思考を深め、自らの言葉で発信する力を育成すること
- * 各教科の学びを深め本質に迫る探究活動の充実及び情報モラル教育を推進すること
- * 個別最適な学びの推進及び学習機会の確保に向けた学習用タブレット端末の家庭での積極的な活用を図ること
- * 校務・授業のスリム化を通じた教員の働き方改革を推進すること
- * ICTを活用した授業を展開するための教員研修を充実すること

【取組項目】

- 1人1台端末や学習支援アプリを活用した、双方向型の授業、一人ひとりの理解度により選択できる『個別最適な学び』、多様な考えを活かし深めることができる『協働的な学び』をさらに推進させる。
- 課題を設定し、情報を収集し、整理と分析を進め、まとめて表現する、といった一連の学習の流れを確立し、探究活動を充実させる。
- 情報モラル教育を含めた情報活用能力とプログラミング的思考(※7)を育む教育を確実に実施する。
- 家庭学習や学習機会の確保、子どもと教員がよりつながることをめざし、学習用タブレット端末の家庭での活用を進める。
- ICT機器や校務支援システムなどの活用により教員の働き方改革を進め、教員が児童生徒や教材と向き合う時間を確保する。
- ICT担当教員を中心に校内体制を整え、好事例の共有など、学習用タブレット端末をより効果的に活用するための校内研修を実施する。

重点3. 外国語(英語)教育の充実を図る

【取組の重点】

- * 英語に親しみ、楽しんで英語を使う子どもを育成すること
- * 英語を使って主体的にコミュニケーションを図り、活用できる力を育成すること

【取組項目】

- ALT(外国語指導助手)(※8)との関わりなどを通して、ワクワクしながら英語を学び、積極的に英語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度と実際に活用できる力を養う。
- 幼稚園では、各種行事の中で、子どもたちが英語に触れる機会を確保する。

- 小中それぞれの指導上の共通点、相違点を理解するための交流の場をもつ等、校種間での指導が継続するように小中連携を充実させる。
- 英語教育担当教員がALTと円滑に連携し、ICTやオンラインの活用を含めた英語教育の推進体制を充実させる。
- 小学校外国語活動では、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませる体験的な活動を行い、「聞くこと」「話すこと（やり取り・発表）」を通して、外国語で自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。
- 小学校外国語科では、中学年の内容に加え、「読むこと」「書くこと」を通して、外国語で自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。
- 中学校外国語科では、小学校の内容を踏まえたうえで、4技能5領域をバランスよく指導し、「日常的な問題や社会的な問題」を取り上げて実際に外国語を活用する場面を設定する。即興的に伝え合う対話的な言語活動を用いながら、主体的にコミュニケーションを図ることができる力や相手（話し手、読み手、聞き手）を理解しようとする態度を養う。

重点4. 健やかな体を育む

【取組の重点】

- * 学校園と家庭・地域の協働によるよりよい生活習慣の定着と体力づくりを推進すること
- * 全教職員が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度や食物を大事にする心などの育成を図ること

【取組項目】

- 子どもの家庭での生活状況を把握し、家庭、地域、諸団体、校種間の連携を通し、よりよい生活習慣を定着させるための取組を推進する。
- 遊びや生活の中で、幼児・児童期に多様な動きを経験し、体力・運動能力の基礎を培う取組を推進する。
- 子どもの体力の状況を正確に、且つ継続的に把握・分析し、学校園全体で体力向上の取組を推進する。
- 武道をはじめ体育等における安全確保のための研修や取組を充実させる。
- 家庭・地域と協働し、「食」と「心身の健康」の関連性や重要性の理解を深める取組を推進し、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じて人間関係形成能力を養う。

重点5. 個に応じ、自立に向けた支援教育を推進する

【取組の重点】

- * すべての子どもが「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくりを推進すること
- * すべての子どもの自立をめざす教育支援体制の確立及び人権教育、生徒指導、学力向上などと連動した支援教育を推進すること
- * 子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導・支援を充実すること

【取組項目】

- 人とのつながりを大切にしながら、学校園生活全体を通して、発達を促していく取組を推進するとともに、支援教育コーディネーターを中心とした教育支援体制を確立し、一人ひとりの自立に向けた効果的な指導、支援の充実を図る。
- 市の支援教育方針をふまえ、本人及び保護者の意向を踏まえ、個に応じた特別の教育課程の編成や見直しを行うとともに、本人に適した学びの場について検討を行う。
- すべての子どもが参加できるよう、ユニバーサルデザイン（※9）による保育・授業を推進する。

- 一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮(※10)について適切に対応するとともに、合理的配慮の基礎となる教育環境の整備・充実に努め、すべての子どもに対する支援教育の理解・啓発を一層推進する。
- 通級指導教室での指導・支援をより一層充実させるとともに、担任との連携や校内の支援体制の充実を図る。
- すべての教員が「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を共有し、系統性のある一貫した指導・支援を充実させる。

重点6. 道徳性を養う

【取組の重点】

- * 学校園の教育活動全体を通じた道徳教育を充実すること
- * 子どもが主体的に考え、議論することができる授業を推進すること

【取組項目】

- 学校園が一体となって道徳教育を進めるため、各学校園の道徳教育の方針を明確に示し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築するとともに、PDCAサイクルにより道徳教育の推進を図る。
- 授業公開や地域の人々の参画等によって、家庭や地域社会と一体となった取組を推進する。
- 多様な価値観にふれながら、自己や人間としての生き方について多面的・多角的に考え、よりよい方向をめざす資質・能力を育むよう、保育・授業評価を活用し指導方法を工夫・改善する。
- 校種間連携を含めた校内研修の体制を整える。
- 道徳科における子どもの学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、日々の指導に生かす。

重点7. 人権意識を高め、実践的行動力を育成する

【取組の重点】

- * 全教育活動における人権意識を涵養すること
- * 人権教育指導体制を充実すること
- * 自他の生命と人権を尊重する心と態度を育成すること
- * 個別の人権課題や「子どもの権利」についての正しい理解の増進と子どもが安心できる環境づくりを推進すること

【取組項目】

- 人権3法(※11)や府人権関係3条例(※12)を踏まえ、子どもの権利、同和問題(部落差別)、ジェンダー平等、障がい者、在日外国人に係る人権問題をはじめ、性の多様性、インターネット上の誹謗中傷や差別等の今日的人権問題を正しく理解し、その解決をめざした教育を推進する。
- 大阪府教育委員会作成の「人権教育推進の方向性」に沿った組織的・計画的な取組及び実践的な研修を学校園において積極的に実施する。
- 自他の生命や権利を大切にし、違いを尊重して共生することを考える人権教育を通して、発達段階に応じた行動ができる力を育成する。とりわけ、いじめは重大な人権侵害であり、いじめを許さない意識やいじめをなくす実践力の育成にも注力する。
- すべての教職員が、個別の人権課題に関する知的理解を深め、人権感覚を身につけることにより、すべての子どもの人権を保障する教育を推進する。
- 制定された「(仮称)阪南市子どもの権利に関する条例」を学ぶ機会や周知・啓発の充実を図るとともに、教育活動全体を通じて、「子どもの権利」を意識した取組を推進する。
- 人権及び人権問題を理解するための研究保育・授業を実施することにより、教材、学習プログラムの開発・発展に努めるとともに、人権教育の成果を継承できるよう研修を行う。

○各国から帰国や渡日した子どもが安心して学校生活を送り、学習内容を理解することができるように通訳支援者や日本語指導支援者と連携して支援する。

重点 8. 子ども理解に基づいた生徒指導を推進する

【取組の重点】

- * 教職員一人ひとりの生徒理解力・生徒指導力を向上させること
- * 生徒指導体制の確立と充実を図ること
- * いじめ・不登校や暴力行為、児童虐待の未然防止と発達支持的な視点での生徒指導の充実を図ること

【取組項目】

- 学校園の教育活動全体を通じて、すべての子どもの自己肯定感・自己有用感を高められるよう、子どもが自主的・主体的に取り組む活動を実施するとともに、ふり返りや教員からの適切なフィードバック等の充実を図る。
- 日常の課題への対応を研修の機会として捉え、子どもの個別の状況を理解する力を高め、教職員一人ひとりの指導力の向上を図る。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー（※13）などの専門家や関係諸機関と早期に連携する機会を増やし、一人ひとりの子どもや保護者への理解を深め、より適切な支援を組織として計画・実施する。
- 校内の生徒指導体制について点検し、「報告・連絡・相談」を徹底した生徒指導体制を充実させ、組織として協議し対応する。
- いじめ防止対策推進法を一人ひとりの教員が正確に理解し、各校策定の「学校いじめ防止基本方針」の行動計画を実行する。
- いじめについて積極的に認知し、組織として対応することで、早期改善を図る。
- 不登校への対応については、スクリーニングやアンケート等、あらゆる機会を通じて子どもたちの状況を把握し、専門家等と共有したうえでアセスメントをもとに早期発見・早期対応につなげ、個々の児童・生徒に応じた支援を教育支援センター（シンパティア）や校内教育支援ルームと連携して行う。
- 児童虐待防止やヤングケアラー（※14）への早期支援に向けて教職員の意識を高めるとともに、校園内での見守りの強化及び対応体制を確立し、府や市の福祉機関等との連携を密にする。

重点 9. 学校園運営体制を確立し、教職員の指導力・教育力の向上を図る

【取組の重点】

- * 学校園評価を活かし、組織的・継続的改善を図る運営体制づくりを進めること
- * すべての教職員が互いに学びあい育ちあう同僚性のある校園内体制づくりを進めること
- * 校園内研究の内容・方法の工夫改善及び外部研修を積極的に活用すること

【取組項目】

- 教職員の世代交代が進む中、分掌や運営の在り方を見直し、一層効率的な学校園運営組織の構築を図る。
- 生徒指導、授業改善、ICT機器の活用などの課題に対して、それぞれの教職員、様々な職種の専門性が発揮できる校園内体制を整備する。
- 日常的なOJT（※15）により教職経験の少ない教員や学校園運営の中心となるミドルリーダーを育成する。特に、首席や指導教諭はその職務と職責を自覚し、積極的に学校運営に参画する。
- 各校園において取組の成果を計画的・具体的に検証し、PDCAサイクルにより改善を図る。

重点１０．安全を最優先した危機管理体制の確立を図る

【取組の重点】

- * 各校園の「学校安全計画」等に基づく、安全教育と安全指導を推進すること
- * 危機管理体制の強化と防災教育を充実すること

【取組項目】

- 各校園の「学校安全計画」「危機管理マニュアル」を全教職員で定期的に見直し、教職員一人ひとりの子どもたちの命を守る危機意識向上を図り、危機管理体制を確立する。
- アレルギーに関する情報共有や校内研修を実施することにより、事故の未然防止及び発症時における緊急対応の体制を確立し、子どもの健康安全を確保する。
- 子どもの登下校の安全を確保するため、通学路の点検を実施するとともに、学校、家庭、地域、見守りボランティア、関係機関等が連携した取組を推進する。
- 実践的な防災教育・防災訓練を通じて自らの命を守るための「主体的に行動する態度」を育む。
- 「はんなん海洋リテラシー」をもとに、海洋に関する防災教育を実施するとともに、海辺等の自然環境をいかした体験活動の際には、十分に安全に留意しながら実施すること。
- 熱中症予防のために、水分や塩分の補給、適切な休息、健康観察などの健康管理を徹底する。

重点１１．子どもの豊かな成長に向け、家庭・地域等との協働を充実させる

【取組の重点】

- * 教育コミュニティづくりを推進すること
- * キャリア教育（※１６）を推進すること

【取組項目】

- 学校園や地域の特色を活かした各地域教育協議会の成果と課題を共有し、子どものよりよい成長を促すための活動を充実・発展させる。
- 家庭教育支援の充実に向け、親学習リーダーなど地域の人材と連携した親学習講座を実施することにより、家庭や地域の教育力・養育力の向上に努める。
- 保幼小中や支援学校、高校、大学等との連携を深め、課題に対し協働して取り組む。
- 中学校区で共有した「めざす子ども像」の実現に向け、社会的・職業的自立に必要な力や態度を育成する。

【 用 語 解 説 】

- ※1 **SDGs** 「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国際サミットにおいて、全会一致で採択された国際目標のこと。持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標が定められている。阪南市も令和4年に「SDGs未来都市」に選定され、取組を推進している。
- ※2 **海洋リテラシー** 海洋に関する知識・教養を得て、それを活用する能力のこと。また、海が私たちに与える影響を理解し、私たちが海に与える影響を理解すること。『水産・海洋に関して国民が学ぶべき知識や技術』
- ※3 **「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」** 「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において、5歳児修了時までに育ってほしい具体的な姿を明確化したもの。しかし、到達すべき目標ではなく、個別に取り出されて指導されるものでもない。小学校と共有することにより幼小接続を推進することにもつながる。
- ※4 **阪南GIGAスクールビジョン** 文部科学省が提唱したGIGAスクール構想を受けて、阪南市で策定した教育ビジョンのこと。5つの教育目標と4つのキーワードを掲げ授業改革を進める。
- ※5 **ICT** 「Information and Communication Technology」の略称で、日本語では「情報通信技術」と訳される。PCやタブレット、電子黒板などを「ICT機器」、教育現場での情報通信技術を活用した取組を「ICT教育」という。
- ※6 **学習支援アプリ** 一人一台のタブレット端末を用いて、児童生徒の学びや授業運営をサポートするツールのこと。このアプリを用いることで、他の児童生徒とタブレット上で意見を共有したり、共同で発表資料を作成したりすることなどができる。
- ※7 **プログラミング的思考** 自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたいのか、記号の組み合わせをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力。
- ※8 **ALT（外国語指導助手）** 「Assistant Language Teacher」の略称で、小、中学校等に配置し、児童生徒の外国語教育や国際理解教育の学習活動の補助を行う。阪南市においては、国等が実施する「語学指導等を行う外国青年招致事業」を活用し、8名のALTを配置している。
- ※9 **ユニバーサルデザイン** 障がいのある人の便利さ使いやすさという視点ではなく、障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。
- ※10 **合理的配慮** 障がいのある子どもが、他の子どもと平等に教育を受けることができるように、必要かつ適当な変更・調整を行うこと。ただし、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さない。

- ※11 人権3法 平成28年度に差別を解消することを目的に制定された、3つの法律。
「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」
「ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）」
「部落差別解消法（部落差別の解消の推進に関する法律）」
- ※12 府人権関係3条例 平成31年度に増加する来阪外国人旅行者や外国人労働者の受入れを見据えた国際都市にふさわしい環境を整備していくため、制定及び改正を行った3つの条例。
「大阪府人権尊重の社会づくり条例」
「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」
「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」
- ※13 スクールソーシャルワーカー 子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する。社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格者が担うことが多い。
- ※14 ヤングケアラー 法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているような子どものこと。
- ※15 OJT 日常業務を通じた従業員教育のこと。日本の企業が開発したもので、業務現場における日常的経験の積み重ねによって、仕事に必要な力を向上させていくというもの。
- ※16 キャリア教育 望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。